

Tax 平成24年度 税の申告

昨年1年間の総決算となる確定申告が間近となりました。

贈与税の申告は2月1日(水)から、町県民税と所得税の申告は2月16日(木)からそれぞれ始まり、期限は3月15日(木)までとなっています。また、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納付の期限は、4月2日(月)までです。

2月16日(木)～3月15日(木)

◆申告をしなければならぬ人

1. 平成24年1月1日現在、高森町に住所のある方で平成23年中に営業、農業、その他の事業(内職・外交等)、不動産、配当、年金、生命保険等の所得がある方。

2. 平成24年1月1日現在、高森町に住所のある給与所得者で左記に該当する方

・平成23年中に退職した方
・日雇、パート、アルバイト等の収入がある方

・勤務先等から、高森町に給与支払報告書が提出されていない方(勤務先へ確認してください)

・2箇所以上の事業所から給与の支払を受けている方

・給与所得以外に所得のある方

※所得税の確定申告では、給与所得以外の所得が20万円以下の場合申告義務はありませんが、町県民税では所得の多少にかかわらず申告する必要があります。

・給与所得のみで、医療費控除等を受ける方

3. 平成24年1月1日現在、高森町に住所のある公的年金所得者で左記に該当する方

・公的年金以外に所得のある方
・公的年金等のみの方で、高森町に公的年金等給与支払報告書が提出されていない方や、生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除等の所得

控除を受ける方

・公的年金等のみの方74歳以上の方で、高森町に住所を有する方の扶養に入っていない方

・遺族年金や障害者年金等を受給している方で、高森町に住所を有する方の扶養に入っていない方

4. 平成24年1月2日以降高森町に転入し、国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格を取得された方で前市町村において申告をしていない方

5. 平成24年1月1日現在、世帯主たる方が町外に単身赴任をしている家族

※ただし、上記1～3で平成23年分の所得税の確定申告書を税務署に提出された方は、町県民税の申告は必要ありません。

◆申告に必要なもの

1. 印鑑

2. 源泉徴収票(源泉徴収票のない方は収入金額を証明できるもの)

3. 営業・農業等に関する収入金額(出荷証明書等)・必要経費等のわかる帳簿、経費の領収書

4. 社会保険料(国民年金・農業者年金・保険税)、生命保険料・地震保険料等の支払証明書、その他控除に必要な領収書等

5. 譲渡所得や山林所得のある方は契約書や公共事業用資産の買取証明書等

6. 牛の免税所得のある方は売却証明書(証明書がない場合、課税対象とすることがあります。)

◆申告についてお願い

申告は、自主申告が基本です。高森町では、前年度の町県民税の申告に基づき、申告の案内書と、申告に必要な収支内訳書等をできる限り送付しています。収支内訳書は自分で記入され、申告会場で申告相談されますようお願いいたします。

収支内訳書等の書類が必要な方は、税務課に準備しておりますので、お早めにご請求ください。

◆税法改正により町県民税の扶養控除が変わります

1. 年齢16歳未満の年少扶養控除に係る扶養控除(33万円)が廃止されます。(平成8年1月2日以後に生まれた方)

2. 特定扶養控除のうち、16歳以上19歳未満の方に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円になります。(平成5年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた方)

※平成23年分所得税および平成24年度分町県民税から適用されます。

〈申告受付日程〉

月日（曜日）	地区名及び受付時間		会 場	
	午前（9時～11時）	午後（13時～15時）		
2月16日（木）	横町・下町（1～8組）	下町（9～23組）	高森総合センター	
17日（金）	天神・旭通（1～8組）	旭通（9～24組）		
20日（月）	上町・昭和（1～8組）	昭和（9～31組）		
21日（火）	税理士相談日	冬野・津留		上 在
22日（水）		森		村 山
23日（木）		相談日に来場できなかった方		
24日（金）	移 動 日			
27日（月）	尾下2・河原2	河 原 1	河原総合センター	
28日（火）	尾下1・野尻2	野 尻 1	朋 遊 館	
29日（水）	津 留 2	津 留 1		
3月 1日（木）	矢 津 田	中	高森自然学校	
2日（金）	草部（社倉以外）	草部（社倉）	草部総合センター	
5日（月）	芹口（中村・芹口・中間・古畑・馬場・牛神）	下切・芹口（男原・柿迫・菅の迫）		
6日（火）	永 野 原	菅 山		
7日（水）	相談日に来場できなかった方			
8日（木）	山 鳥	戸 狩	高森総合センター	
9日（金）	井 上	中 園		
12日（月）	小 倉 原	西 丁		
13日（火）	中 原・前 原	洗 川・大 村		
14日（水）	相談日に来場できなかった方			
15日（木）	申告書等整理日			

※2月21日（火）・22日（水）・23日（木）は、高森総合センターで南九州税理士会阿蘇支部による所得税・消費税納税相談を行います。所得税・消費税申告が必要な方は、この期間にご来場ください。

■お問い合わせ先 高森町役場税務課税務係 Tel 62-1111（内線165・166）
阿蘇税務署 Tel 0967-22-0551（代表）